

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

令和2年3月2日

申請者 小西葉子

論文題目 テロリズムに対抗するための国家の情報収集活動の統制システムと憲法
一日独比較の観点から

審査員 渡邊康行（主査）、只野雅人、緑大輔

9・11以降、世界各国で、テロリズムに対抗するために、秘密的・予防的・広域的な情報収集活動が行われるようになった。本論文は、日独の立法・判例・学説状況を分析し、犯罪の具体的な嫌疑がないにもかかわらず、情報収集の対象とされることによって制約される個人の憲法上の権利を、いかに実効的に保障するかを考察する、意欲的な研究である。

立法評価については、かねてより政策評価の観点からの研究があった。そのなかで本論文は、ドイツにおけるテロ対策のために収集されたデータの利用に関する立法の評価について論じている。大規模なテロリズムが発生した直後は、過度な規制を伴う立法がなされがちであり、またテロ対策の費用は定量化して検証することができない。本論文の第一の意義は、テロ対策立法の立法評価については、上記のような特色を踏まえて、主として立法評価を担う立法府の外で裁判所が大きな役割を果たすべきことを、説得的に示していることにある。

ドイツでは、諜報機関による情報収集活動を統制する第三者機関として、基本法10条審査会が有効に機能している。ところがこの機関について、日本ではこれまで全く紹介がなされていなかった。本論文の第二の意義は、この機関を詳細に紹介・検討したうえで、日本へ導入するに際しての理論的・実問題的な問題点を、綿密に検討していることである。

第三の意義は、各統制手段を有機的に結びつける独創的な構想を提示していることにある。この構想の眼目は、収集・加工・蓄積・利用・提供という情報管理過程の段階ごとに立法府・裁判所・行政府が相互の均衡のもとで統制を実施するという、統制システムを構築することである。とりわけ収集段階に重点を置いた統制を行いつつ、後続の各段階においてもそれぞれの違法性を追及しうる構造とすることで、憲法上の権利の保障が実効的に機能しない場合の補正の必要性を可視化しようと試みる。この構想は、今後反響を呼ぶだろう。

本論文にも、改善を期待される点は残されている。本論文は「安全」という概念の再定義から論じ始めているが、そこで示された「安全」概念に関する仮説が、後の論述に際して十分には活用されていない。また、情報収集活動の統制という観点からの考察に重点が置かれているため、制約される憲法上の権利に関する検討がやや不足している。しかし、これらの点については、小西氏も十分自覚しているため、今後の研究において補完されることが期待でき、本論文の基本的価値を損なうものではない。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者小西葉子氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。